

## 第3回 地方税の偏在是正に関する勉強会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年10月10日(木) 午後3時00分から午後4時35分まで
- (2) 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目18-1  
兵庫県立ひょうご女性交流館501会議室

### 2 出席した委員の氏名

上村 敏之(座長)、足立 泰美、濱田 洋、古田 美保

### 3 職務のために出席した者の職及び氏名

財務部長 中之藺善明、税務課長 木下 元 他税務課職員

### 4 会議の目的である事項

- (1) 前回委員からの提案事項に対する事務局からの報告について
- (2) 論点整理について
- (3) 国への提案内容について
- (4) 次回に向けた検討について

### 5 議事の要旨

#### (1) 前回委員からの提案事項に対する事務局からの報告について

事務局から第2回勉強会における委員からの以下の提案事項に対し報告があった。

##### ア 適切な課税がなされていないと考えられる事業形態(第2回資料未掲載分)

事務局から報告のあった「分割基準では適切に分割されていないもの」として保険業、インターネットバンキングなど5業態、「事務所・事業所の要件を満たさないもの」として自動販売機など3設備の事例についても、問題提起として報告書に加えることとなった。

##### イ 分割基準に販売額を反映した場合の税額試算

事務局からフランチャイズチェーンの代表的なコンビニエンスストアをもとに、ロイヤリティ料分散のために、分割基準に事業の活動量の指標として販売額を取り入れた税額試算について報告があった。

これについて委員から寄せられた主な意見等は以下のとおり。

- すべての事例に分割基準の適切な指標を挙げる必要はなく、把握できない場合でも、例えば販売額で分割するとうなると整理すればよい。
- EC(電子商取引)の事例についても試算できないか。

#### (2) 論点整理について

事務局からこれまでの議論をまとめた論点整理資料について報告があり、公表用の資料として、兵庫県のホームページへの掲載等を行うことになった。

### (3) 国への提案内容について

11月頃に県から国に要望を挙げる「予算編成等に対する提案」の内容を確認した。

### (4) 次回に向けた検討について

#### ア 特別法人事業譲与税及び地方交付税の見直しに係る検討について

特別法人事業譲与税及び地方交付税について、それぞれの偏在の是正効果の程度を確認した上で、検討を進めるか判断することとなった。

これについて委員等から寄せられた主な意見等は以下のとおり。

- これまでの分割基準及び事務所・事業所の要件の議論は、偏在是正ではなく、法人の実態に合った地方法人課税を行うべきという適正化の話であり、それとは区別した上で、特別法人事業譲与税等がこれまでどう偏在是正に寄与してきたかを確認したい。
- 地方法人税・地方交付税と特別法人事業税・譲与税はいずれも都道府県等の税収格差の是正につながるものではあるが、定義がまったく異なることから、その違いについて考え方を整理しておいた方がよい。
- 地方の独立財源をどれだけ確保するかは国の話であり、地方交付税まで踏み込むのではなく、地方法人課税の偏在是正として、特別法人事業譲与税までは、ロジックの延長線として議論すべきではないか。
- 地方全体の財政赤字をどう圧縮するべきかとの財政的な立場から、地方交付税も含めて議論してもよいのではないか。

#### イ 地方法人課税以外の税目に係る検討について

第1回勉強会で取上げた地方消費税及び県民税利子割の偏在性についても、改めて確認することとなった。

委員から寄せられた主な意見等は以下のとおり。

- 地方法人課税の分割基準と地方消費税の清算基準は、「分割」、「清算」と名称は違えども、適正課税のための制度として方向性は同じであり、事業所や消費地など、親和性も高い。また、地方消費税の清算基準で除外されているインターネット販売や自動販売機についても、これまでの勉強会での議論と親和性があるので、地方消費税の偏在性についても検討すべきかと思う。
- 地方消費税の清算基準は偏在是正措置ではないことは意見が一致しており、正しい清算基準への見直しは、偏在是正につながらない場合も認識すべき。
- 県民税利子割について、税収は小さいが、ネットバンキングの税収が本社のある東京に集中しており、地方消費税よりはるかに偏在度が高い。家計統計調査の貯蓄残高を用いるなど、何らかの是正策の検討ができないか。

## 6 その他

次回は、特別法人事業譲与税及び地方交付税の現状等を確認し、必要に応じて検討を行うとともに、地方消費税及び県民税利子割について検討を行うこととし、令和6年12月26日10時から第4回勉強会を開催することとした。